

多様な人びとを包摂した使いやすい環境整備 ～目的化するバリアフリーからの脱却～



奈良女子大学大学院 生活環境科学系 住環境学領域 准教授 室崎千重氏

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択されたエスディージーズ（SDGs）（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17のゴール（目標）とその下に連なる169のターゲットから構成されています。

このSDGsへの対応を考えるために、奈良女子大学の様々な研究領域の教員の方々から研究内容の紹介や提言を頂く寄稿シリーズの第7回目です（全10回連載）。



1 はじめに

本稿では、SDGsの目標11「住み続けられる街づくりを：都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする」に紐づくターゲットのひとつである11.7「2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。」を取り上げます。

ターゲット11.7の実現には、多様な人びとを包摂したバリアフリー・ユニバーサルデザインの環境整備も必要な対応のひとつです。具体的な事例を通して、この目標を実現に向けたバリアフリー環境整備の課題と今後どのようなアクションが求められているのか考えてみましょう。

2 どうしてバリアは存在するのか

バリアフリーはバリア（障壁）を取り除く（フリーにする）という意味です。どうして社会には取り除くべきバリアが存在するのでしょうか。

かつて世の中のモノや環境の多くは、多様な人びとが社会に存在するにもかかわらず、健康な成人男性をモデルとした「ミスター・アベレージ」を主な対象者としてつくられてきました。このよ

うなモノや環境は、デザインの対象から外れた女性、子どもや高齢者、障害のある人が生活する上で不便な状況（バリア）を多数生んできたのです。例えば、案内看板が成人男性の見やすい目線高さで設置されていると、子どもや高齢者、車椅子使用者は常に見上げなくてはならず、見づらいものになります。他にも、多数派の利便が優先された環境づくりも行われてきました。その結果、少数派には不便な状況（バリア）となる場合も多々あります。例えば、多数派の右利きの人が使いやすいように自動販売機のコイン投入口は右側に設置されています。左利きの人には使えなくはないけれど、使いにくい構造です。日常の何気ない部分にも、そのデザイン決定の背後には多数派の論理があるのです。

障害のある人も等しく活動できる環境整備を目指して、1970年代頃からバリアのある環境を改善するバリアフリー整備がはじまります。1980年代になると初めからできるだけ多くの人使いやすいモノや環境をデザインする「ユニバーサルデザイン」の考え方が提唱され、現在は広く浸透しています。デザインの対象者は、「ミスター・アベレージ」が生んだバリアの反省から、障害のある人を包摂することからはじまり、現在は女性、

子どもや高齢者、障害のある人、外国人、LGBTsなども含むデザインの対象から排除されてきたすべての人を包摂することが目指されています。

3 バリアフリーに関わる日本の法制度

現在の日本のバリアフリーに関わる法律には、2006年に施行された「バリアフリー法」（高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律）があります。この法律の前身は建築物の守るべき数値基準を定めた「ハートビル法」（1994年）と移動・交通機関のバリアフリー基準を定めた「交通バリアフリー法」（2000年）です。この2つの法律が建築物と移動環境のバリアフリーの連続性の担保と一体的な整備を進めるために統合されました。

法整備により一定のハードのバリアフリー環境整備は進みつつあります。しかし、バリアフリー環境整備がなされても、使い方や運用により障害者が利用できない場面に出会うことも残念ながら少なくありません。例えば、視覚障害者誘導用ブロック上に店舗看板や自転車が置かれていて安全に歩けない、飲食店での補助犬の入店拒否などが挙げられます。この原因には、障害のある人への無関心・誤解があると思います。加えて、障害のある人や自分と違う人たちへの偏見・差別も少なからず存在しており、これらを無くすことが欠かせません。

障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）を目指し、2016年に「差別解消法」（障害を理由とする差別の解消を推進する法律）が施行されました。この法律では、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めています。不当な差別的取り扱いとは、正当な理由なく障害を理由としてサービスの提供を拒否することなど、障害のない人に

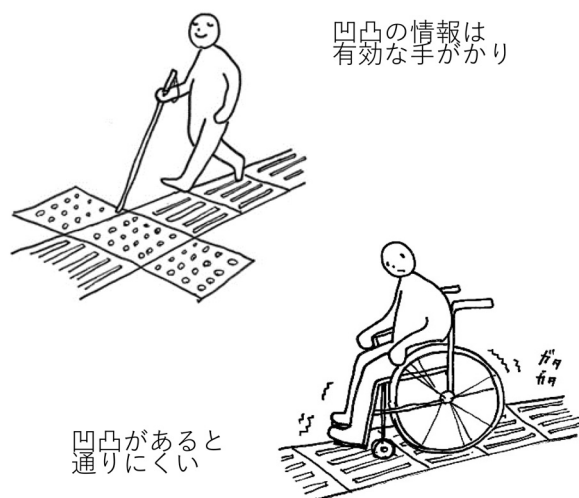
はつけない条件をつけることなどです。先述の補助犬の入店拒否などもこれに該当します。合理的配慮とは、障害のある人がバリアを取り除くための対応を必要としている場合に、負担が重すぎない範囲で対応することで、ハード整備が困難な場合は人的サポートなどソフトでの対応でも構いません。日本は心のバリアフリーが進んでおらず、意識的に取り組む必要があります。

本稿では進んでいるハードのバリアフリー環境整備に潜む課題について考えたいと思います。

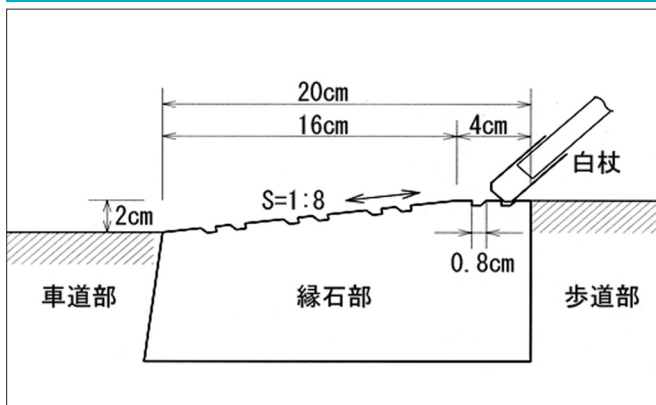
4 多様なニーズを解決するデザイン

公共スペースのバリアフリー整備を考えるには、多様な人びとのニーズを知る必要があります。実際には、これがなかなか難しいのです。必ず、障害が異なると意見やニーズの相違が存在し（図1）、折り合いをみつけてデザインするしかありません。公共スペースでのニーズの相違と解決するデザインの事例として、車道と歩道の境界に設置される「縁石^{えんせき}」を取り上げます。

（図1）障害により相反するニーズの例



(図2) 縁石の形状



(出典) 兵庫県立福祉のまちづくり研究所, 2004年

車椅子使用者は、縁石の段差は通行にバリアとなるので、限りなく段差がないことを望んでいます。では段差のない縁石を整備すれば、誰もが快適に暮らせるバリアフリー環境になるのでしょうか。視覚障害者は、縁石の段差によって車道と歩道の区別を認識していることも多く、危険な車道に間違っ出てしまわないための手がかりとして、この段差は重要な情報源です。この両者の縁石への相反するニーズを解決しなくてはなりません。

そこで、解決案を探るための実験が当事者参加により実施されました。この結果、多くの車椅子使用者が負担なく通過できる段差で、かつ多くの視覚障害者が通行時に段の存在を認識できる段差が2cmであると導き出され、図2のような縁石が考案されています。相反するニーズの折り合いを探り、できるだけ多くの人を使いやすいように解決するデザインです。日常生活で縁石を意識したことはあまりないと思いますが、横断歩道で信号待ちをする際に、縁石にもぜひ注目してみてください。スロープ状になった縁石が整備された横断

歩道がきっと見つかると思います。このように、時に相反する多様なニーズが存在することを知りながら共に生きる多様な人びとを包摂する使いやすい環境整備を進める視点が重要です。

5 バリアフリーは目的ではない

2016年に室崎研究室で実施した美術館・博物館のバリアフリー整備の現状調査を紹介します。調査対象は、美術館・博物館のホームページに車椅子貸出または車椅子でまわれるという記載があることを条件に抽出^{注1)}しました。この条件により選定された施設は、車椅子での見学ができるように何らかの整備をしていると想定されます。

調査内容は、施設のバリアフリー整備の状況と、展示を鑑賞するための障害種別（車椅子使用、視覚障害、聴覚障害、知的障害）の配慮・取り組みについてです。各施設の展示に携わる学芸員1名にアンケート調査のご協力をお願いして、116施設中69施設から回答を得ました。

●**障害種別による展示施設の対応**

69 施設のうち、多目的トイレを設置は 62 施設 (90%)、貸出車椅子は 68 施設で、一定のバリアフリー整備が行われていることが伺えます。車椅子使用・視覚障害・聴覚障害・知的障害のある方が展示鑑賞するために各施設が行う整備・配慮の有無を表 1 に示します。整備・配慮を行っているのは、視覚障害対応が 28 施設 (41%)、聴覚障害対応が 25 施設 (36%)、知的障害対応が 13 施設 (19%) でした。いずれも対応施設は全体 69 施設の半数以下に留まっています。これに対し、車椅子使用者対応は 45 施設 (65%) あり、その他の障害対応に比較すると整備が進んでいるようです。

(表 1) 障害種別の鑑賞への配慮 (全 69 施設)

	配慮あり	特になし	無回答
車椅子使用者	45 (65%)	22	2
視覚障害者	28 (41%)	38	3
聴覚障害者	25 (36%)	42	2
知的障害者	13 (19%)	52	4

●**“移動のための整備”と“展示を楽しむ整備”**

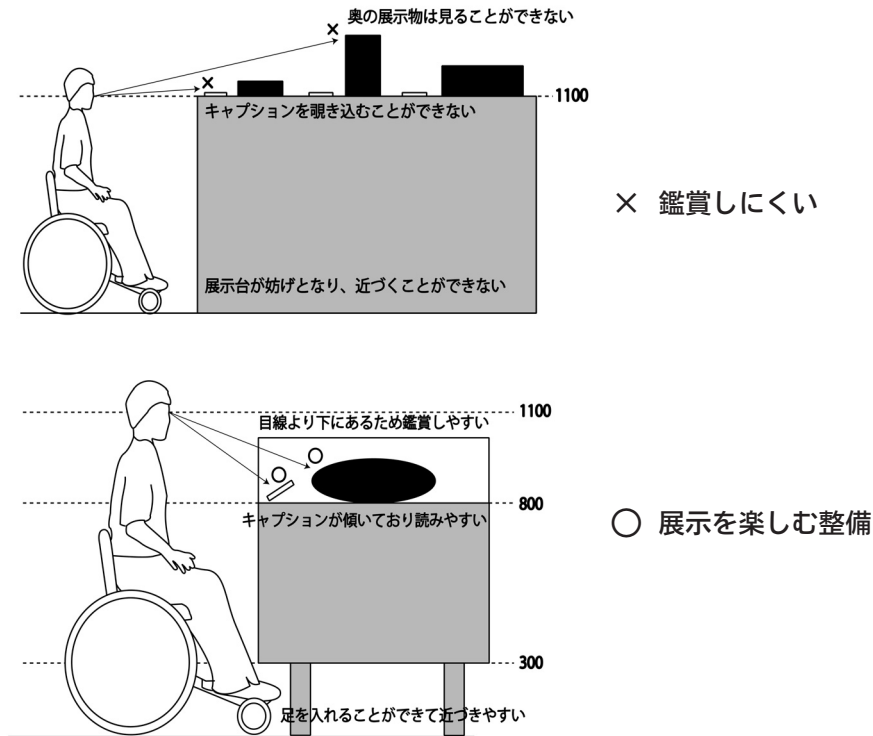
45 施設が行っている車椅子使用者が展示を鑑賞するための整備・配慮の内容を見てみましょう。整備・配慮を表 2 に整理すると、車椅子で移動できる段差のない館内などの“移動のための整備”と、車椅子からも見やすい高さに展示するなどの“展示を楽しむ整備”があることがわかります (次頁図 3)。45 施設のうち、“展示を楽しむ整備”を行うのは 22 施設で半数に留まりました。

美術館・博物館に行く目的は、館内を自由に移動することではなく、鑑賞したい展示を楽しむことのはずです。自宅から車椅子で美術館・博物館に行き館内を自由に移動できたとしても、展示を楽しむことができなければ本来の目的が果たせたとはいえません。展示鑑賞をするための整備・配慮に“移動のための整備”のみを挙げた施設が半数あることから見えてくるのは、段差をなくす・通路を広くする等の手段のはずのバリアフリー整備が目的化してしまい、何をできるようにする整備かという視点が抜けてしまうことが案外ある、という事実です。

(表 2) 車椅子使用者対応の整備・配慮

	整備・配慮の具体例 (一部抜粋)
移動のための整備 (21 施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・館内のバリアフリー化 ・展示室の段差に配慮 ・通路幅の確保 ・エレベーターの設置 ・車椅子貸出 ・専用駐車スペース ・自走が困難な場合は係員が介助 など
展示を楽しむ整備 (22 施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の方から見やすい高さに展示 ・キャプションを低く設置 ・座面が高い特注の車椅子を用意 ・車椅子で観覧視点をチェックする ・展示台を低くしている ・低い視点からも見える展示ケース設置 など

(図3) 展示を楽しむ整備のイメージ図



●車椅子使用者の“展示を楽しむ整備”状況の評価

車椅子使用者の美術館・博物館の展示に対する評価も紹介しましょう。2016年に近畿圏内の5つの身体障害者団体に協力いただいて、美術館・博物館に行くことがある車椅子使用者60人にアンケート調査^{注2)}を行いました。

「展示物の鑑賞の際に、見えない・見えにくい場合があったか」については、「あった」が48人（80%）と多くの方が鑑賞を十分に楽しめない経験をしています。理由には、展示台が妨げになり展示物に近づけない（33人）、立位の人に合わせた展示が高すぎて見にくい（31人）などが挙げられました（表3）。美術館・博物館の「移動のための整備が整っていても展示物を楽しめない場合があったか」には、38人（63%）が「あった」と回答し、「もっと車椅子で快適に鑑賞できる展

示の工夫が必要だと思うか」には、48人（80%）が「必要」と回答しています。当事者の評価からしても、ハードのバリアフリー環境が進んでいるといっても、展示を楽しむ整備・配慮は十分ではない現状がわかります。

(表3) 展示物が見えない・見えにくい理由

	回答数 (MA, N=48)
近づけない	33
展示物との間に障害物がある	15
展示物が高すぎる	31
展示物が低すぎる	1
通路の幅が狭すぎる	14
その他	7

6 多様な人を包摂する環境整備に向けて

バリアフリー整備が目的化してしまう要因のひとつには、日本の法律も関係していると考えられます。バリアフリー法では、ハード環境の守るべき数値基準が示されるため、この基準の達成が目的にすりかわってしまうのです。アメリカで1990年に成立した「ADA法」（障害を持つアメリカ人法）は、「利用する」「参画する」ことに主眼がおかれており、機会均等を実現する手段は、ハードにこだわらず柔軟でよいと定めています。日本のバリアフリー法には「利用できること」が義務づけられていませんが、今後この点にも踏み込んだ法改正が期待されます。

SDGsの「誰一人取り残さない（leave no one behind）」、「すべての人に健康と福祉を」、「住み続けられるまちづくりを」といった理念の実現のためには、多様な人びとの存在と多様なニーズを知ったうえで、バリアフリー・ユニバーサルデザインという手法・手段により誰が何をできるようにする整備を目指しているかを見据えて取り組んでいくことが重要だと考えます。

【注釈】

注1) 株式会社KADOKAWAの運営する「Walker+ウォーカープラス」のサイト（<http://www.walkerplus.com/>）に掲載の関西圏と東京都内の展示施設から、動物園、水族館、植物園を除いた計330施設のうち、施設のホームページに車椅子貸出または車椅子でまわられるという記載がある116施設を調査対象とした。

注2) 大阪身体障害者福祉協会、奈良県脊髄損傷者協会、京都市身体障害者団体連合会、京都府身体障害者団体連合会、和歌山県身体障害者連盟会に所属す

る車椅子を使用する会員のうち、協力を得られた会員76人のうち美術館・博物館に行くことがある60人を対象とした。

【参考文献】

- [1] 「都市・まちづくり学入門」、日本都市計画学会 関西支部編、学芸出版社、2011年
- [2] 車椅子使用者が楽しめる展示空間整備と利用のための情報発信の現状と課題、室崎千重、日本福祉のまちづくり学会第20回全国大会概要集、2017年
- [3] 障害を理由とする差別の解消の推進、内閣府、<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>（2021年1月最終訪問）

【プロフィール】

奈良女子大学研究院

生活環境科学系

住環境学領域

准教授 むろさき 室崎 ちえ 千重 氏



2008年神戸大学大学院博士後期課程修了。博士（工学）。（株）現代計画研究所、兵庫県立福祉のまちづくり研究所、奈良女子大学講師（2012年-2018年）を経て、2018年より現職。

専門は、福祉住環境学、住生活学、建築計画学。